

# 厚生労働大臣が定める揭示事項

## ◆基本診療料の施設基準等（歯科）◆

地域歯科診療支援病院歯科初診料

歯科外来診療感染対策加算 4

## ◆特掲診療料の施設基準等（歯科）◆

歯科疾患管理料（注11）

総合医療管理加算

歯科治療児医療管理料

クラウン・ブリッジ維持管理料

CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

歯科ベースアップ評価料（1）

歯科口腔リハビリテーション料（2）

歯根端切除手術（注3）

手術用顕微鏡を用いた場合

精密触覚機能検査

手術用顕微鏡加算

令和6年6月 病院長